

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 富岡町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 12 月 26 日要綱第 22 号）に基づく指名停止中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者もしくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者もしくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けていること。

2 入札参加手続等

- (1) 入札公告、富岡町工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）、契約書（案）、富岡町工事請負契約約款（以下「約款」という。）等を熟知すること。
- (2) 設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書により直接持参、ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加受付期限日までに、持参又は郵送により、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (5) その他
提出書類の差替え又は再提出は認めない。
提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

(1) 入札書の作成方法

入札参加者は、入札書を以下に掲げる方法により提出すること。

入札書を提出する前であれば、入札参加申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降

の指名等に不利益な扱いを受けるものではありません。

入札書には次の各号に掲げる事項を記載すること。

ア 日付

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者の押印

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

エ 入札額

オ 入札件名

(2)作成にあたっての注意事項

入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印（入札書の作成方法イ又はウで使用する印）すること。

落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)入札書の提出

入札参加者は、公告にある入札日時に入札会場に出向き、直接入札書を提出すること。

(4)入札及び開札における留意事項

入札参加者は、入札及び開札にあたり次のものを持参すること。

ア 1回目の入札書

イ 再度入札用の入札書（2回目及び3回目の2枚）

ウ 印鑑

エ 委任状（代理人が入札する場合）

オ 入札保証金を現金で納付した場合は、その領収書

入札参加者は、入札開始後においては、入札会場に入場することができません。

入札参加者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができません。

開札とは、入札参加者の立ち会いのもとに入札書を開披し、落札者を決定することをいう。通常開札は、入札に引き続いて行う。

入札会場において、次の各号の一に該当する者は当該入札会場から退場していただきます。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

(5)入札の取り止め等

予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。

ア 入札参加者が協定し、又は不穏の行動を為す等により競争入札が公正に執行する子ができないと認められるとき。

- イ 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。
- ウ 入札等の執行に際して、天変地異、その他やむを得ない自由が生じたとき。
- エ 入札参加者が実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）であると認められるとき。

5 低入札価格調査制度に関する事項（低入札価格調査制度適用工事の場合）

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

(1)失格基準

落札候補者の入札金額が調査基準価格の90%未満の場合は失格とする。

(2)低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回り、失格基準に該当しない場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア その価格により入札した理由

イ 諸経費の詳細内訳（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況

エ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

カ 手持ち資材の状況

キ 資材の購入先及び購入先と入札者の関係

ク 手持ち機械・設備の状況

ケ 技術者及び労務者の確保や配置の内容

コ その他工事の特殊性により必要と認められる事項

サ その他必要な事項

6 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

（低入札価格調査制度を適用する工事の場合）

落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回り落札者となった場合は、以下の内容を契約の条件とする。ただし、落札候補者は、以下の規定により変更となった契約条件では施工できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

- (1) 当該工事における契約保証金は、約款第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。
- (2) 当該工事における前払金については約款第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。
- (3) 当該工事における監理技術者又は主任技術者については、同等以上の要件（監理技術者又は主任技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置するものとする。当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を用紙、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）
- (4) 落札者が共同企業体（計上又は特定）の場合、上記(3)の規定は代表構成員のみに適用する。

7 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

低入札価格調査制度の場合、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から 2 番目までの者を落札候補者とし公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表について

入札結果の公表は、契約日から 1 週間以内に行う。

公表は、富岡町役場 総務課において行う。

8 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 入札参加資格要件等の審査

入札参加資格の結果は入札参加資格確認通知書によって行う。

(2) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の規定により説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して 3 日以内に書面により提出しなければならない。

ウ 前号により書面が提出されたときは、受理した日から起算して 6 日以内に書面により回答するものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

富岡町財務規則第 115 条第 1 項第 2 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

また、請負金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負金額が500万円以上となるときは、この限りではない。

10 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した者は無効とする。

11 契約の方法等

(1) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

(2) 工事の一部を下請に付する場合は、富岡町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること

12 前払金制度について

(一括)とある場合

契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4(低入札価格調査を行った場合は10分の2)以内の額を支払います。

(各年)とある場合

契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4(低入札価格調査を行った場合は10分の2)以内の額を当該会計年度ごとに支払います。

13 震災特例の取扱いについて

東日本大震災からの早期復興を図るため、工事等の適正かつ円滑な施工の確保が必要であることから、工事等の前金払の割合を引き上げる震災特例を適用しています。

(低入札価格調査の対象となった場合は、震災特例の措置の対象となりません。)

(1) 建設工事の前金払の割合を請負代金額の「10分の4」から「10分の5」に引き上げます。

(2) 建設工事の中間前金払の対象を「請負代金額1,000万円以上かつ工期100日以上工事」から「請負代金額が500万円以上の工事」に拡大します。

工事請負契約書

- 1 工事の番号・名称 第 号
- 2 工事の場所
- 3 工期 着工 議会の議決を得た日から3日を経過する日
完成 平成 年 月 日
- 4 工事請負代金の額 金 円也
うち取引に係る消費税額 金 円也
及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 金 円也

上記の工事について、発注者 双葉郡富岡町長 を甲とし、
請負者 を乙として、
富岡町工事請負契約約款の各条項及び別に甲が指示する設計図及び仕様書並びに
次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

この契約は、富岡町議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、可決されなかった場合、又は否決された場合は締結しなかったものとし、且つこの場合においては、乙にこの事により損害を生じた場合においても、甲はその賠償の責めに任じないものとする。

特約条項 別紙のとおり

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1
氏名 双葉郡富岡町長

請負者 住所
氏名

特 約 条 項

第1条 乙は、富岡町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 約款第34条第1項中「乙は、請負代金額が100万円以上の場合に限り」とあるのは「前金で支払いをしなければ契約しがたい土木・建築請負に要する経費で契約額500万円以上の場合に限り」とする。

第3条 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは、「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「500万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。

第4条 この契約は、継続費に係る契約とし、各階年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

| | | |
|----|----|---|
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

| | | |
|----|----|---|
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |

3 甲は、予算上の都合その他必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

第5条 約款第34条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては会計年度末）」と、約款第34条及び約款第35条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第37条第1項の請負代金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前会計年度における約款第37条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第34条第1項の規定にかかわらず、乙は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度の前金払の支払いを請求する事ができない。

3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第35条第3項の規定を準用する。

第6条 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

2 この場合において前金払の支払いを受けている場合の部分払金額については、約款第37条第1項及び第6項の規定に関わらず次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{着工時からの出来高金額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - [\text{着工時からの出来高金額} - (\text{前会計年度までの出来高予定金額} + \text{出来高超過額})] \times \text{当該会計年度の前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

3 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額が2,000万円以上の場合、甲乙協議して定める各会計年度の部分払いを請求できる回数は3回（中間前払金をする場合は2回）とする。ただし、第1項の規定による出来高超過額にかかる部分払を請求する場合にあっては4回（中間前払金をする場合は3回）とする。

低入札価格調査対象工事における特約条項

第1条 約款第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の1以上から10分の3以上に読み替える。

第2条 約款第34条第1項中「乙は、請負代金額が100万円以上の場合に限り」とあるのは「前金で支払いをしなければ契約しがたい土木・建築請負に要する経費で契約額500万円以上の場合に限り」とする。

第3条 この契約は、継続費に係る契約とし、各階年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

| | | |
|----|----|---|
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

| | | |
|----|----|---|
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |
| 平成 | 年度 | 円 |

3 甲は、予算上の都合その他必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

第4条 約款第34条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては会計年度末）」と、約款第34条及び約款第35条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第37条第1項の請負代金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前会計年度における約款第37条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第34条第1項の規定にかかわらず、乙は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度の前金払の支払いを請求する事ができない。

3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第35条第3項の規定を準用する。

第5条 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

2 この場合において前金払の支払いを受けている場合の部分払金額については、約款第37条第1項及び第6項の規定に関わらず次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{着工時からの出来高金額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - [\text{着工時からの出来高金額} - (\text{前会計年度までの出来高予定金額} + \text{出来高超過額})] \times \text{当該会計年度の前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

3 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額が2,000万円以上の場合、甲乙協議して定める各会計年度の部分払いを請求できる回数は3回（中間前払金をする場合は2回）とする。ただし、第1項の規定による出来高超過額にかかる部分払を請求する場合にあっては4回（中間前払金をする場合は3回）とする。